

『仮称・市民文化ホール』建設基本計画（案）

平成24年 月

相生市

目 次

基本計画の目的	1
1 建設の目的	2
(1) 経緯	2
(2) 目的	2
2 公共ホールを取り巻く状況	3
(1) 国の状況（動向）	3
ア 文化芸術振興基本法（平成13年12月7日制定）	
イ 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）	
ウ 劇場・音楽堂等の制度的な在り方に関する検討会	
(2) 兵庫県の状況（動向）	5
(3) 近隣市町の状況	7
ア 近隣市町のホール	
イ 設置管理条例（抜粋）	
ウ 実施事業	
(4) 劇場、音楽堂等（ホール）の現状（傾向）	9
3 基本理念	10
4 事業計画（ホール機能）	11
(1) 鑑賞促進事業	11
(2) 創造発信事業	11
(3) 自主活動支援事業	11
(4) 育成・交流支援事業	12
(5) 連携支援事業	12
(6) 情報提供事業	12
(7) 貸館事業	12
5 建設用地	13
(1) 用地の選定	13
(2) 選定理由	13
6 一体的整備	14
7 施設計画	15
(1) ホールの配置	15
(2) 施設の構成	15
(3) ホールの特性	18
ア ホールの用途	
イ 舞台の形式	
ウ 舞台の規模	
エ 舞台の主な設備	
オ 客席の規模	
(4) その他の機能	20
ア 設備機能	
イ バリアフリー・ユニバーサルデザイン	
ウ 工コの視点	
エ 駐車場等	
オ 災害対応機能	

8 建築条件	22
(1) 建設予定地	22
(2) 地域地区	22
(3) 建築デザイン	22
(4) 周辺道路	22
9 管理運営	23
(1) 管理運営方式	23
ア 管理運営母体	
イ 基本的な考え方	
(2) 運営体制	24
ア スタッフ	
イ 市民協働の視点	
(3) 運営経費の考え方	25
(4) 評価の視点	25
10 経費試算	26
(1) 建設経費	26
(2) その他の経費	26

基本計画の目的

この基本計画は、先に基本構想でまとめた基本理念や基本方針に基づき、『仮称・市民文化ホール』建設の具体的内容として、ホールの役割、機能、規模、建設場所等を明確にし、また、建設後の管理運営手法や運営の母体となる組織等の検討にかかる具体的方針を示すものです。

1 建設の目的

(1) 経緯

昭和29年建築の旧「海員厚生会館」が、昭和45年に「市民会館大ホール」に衣替えして以来41年、建築からは既に57年が経過しており、その老朽化は年々、目に見えて進行し、設備等の使い勝手の悪さも指摘される状態が続いていました。

そのような中、平成23年度に提出された大ホールの耐震診断結果によって、極度に低い耐震性能等から、大きな地震による倒壊等の危険性と耐震化工事が困難であることが明らかになり、使用停止措置のやむなきに至りました。また同時に、もともと老朽化した施設であり、仮に多額の費用を要する耐震化工事を施しても施設の延命化にはならないことから建て替えが検討されることとなりました。

(2) 目的

市民会館大ホールは、近隣市町のホール建設に先立ち整備され、コンサート、演劇など多くのイベントや講演、講座などにより長年にわたり市民に親しまれ、文化芸術の振興や教養の向上に貢献してきました。今後も市民の文化芸術・教養・娯楽に対する欲求を満たし、また市民自身の自己表現、交流の場としてふさわしい機能を備えた市独自の「大ホール」が市内に立地することは、生きがいづくりや子育て支援等、今後のまちづくりの重要な施策展開を図る上でも不可欠であると思われます。

近年の社会経済状況は、先行きが不透明な中での生活の閉塞感を生み、一方で情報化の進展が人々の価値観の大きな変化と生活の利便性をもたらすとともに、少子高齢化の進展と相まって地域社会における人間関係の希薄化の要因となり、従来の地域コミュニティの維持が困難な状況を生み出しています。

このような地域社会のあり方に関わる時代の転換期において、『文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針－平成23年2月8日閣議決定）』でも、「成熟社会」において、「国民生活の質的向上を追求するためにも、人々の活力や創造力の源泉である文化芸術の振興」が求められています。新たな「大ホール」は、市民が身近に文化芸術に関わることにより、精神的な豊かさや感動を共有し、文化芸術を媒介としたコミュニケーションや地域活動の活発化を促す、いわば、地域社会を再構築する上で重要な役割を担うべきものと考えます。

2 公共ホールを取り巻く状況

(1) 国の状況(動向)

ア 文化芸術振興基本法（平成13年12月7日制定）

文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進により、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的としています。

第2条（抜粋）

6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

イ 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）

平成23年2月8日に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」では、「成熟社会」において「国民生活の質的向上を追求するためにも、人々の活力や創造力の源泉である文化芸術の振興」が求められるとともに、「現在、法的基盤のない劇場、音楽堂等が優れた文化芸術の創造・発信等に係る機能を十分に發揮できるようにするため、劇場、音楽堂等の法的基盤の整備について早急に具体的な検討を進める」ことが提言されました。

「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）

六つの重点戦略～「文化芸術立国」の実現を目指して～

- 1 文化芸術活動に対する効果的な支援
- 2 文化芸術を創造し、支える人材の充実
- 3 子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実
- 4 文化芸術の次世代への確実な継承
- 5 文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用
- 6 文化発信・国際文化交流の充実

ウ 劇場・音楽堂等の制度的な在り方に関する検討会

イの「第3次基本方針」の審議過程でとりまとめられた「審議経過報告」を受け、平成22年12月に文化庁に設置された、劇場・音楽堂等の制度的な在り方に関する検討会では、「我が国の劇場、音楽堂の課題」として、次のように指摘しています。

- ① 地方公共団体の文化施設における文化政策上の役割が不明確であり、施設が有している機能が十分に發揮されていない。
- ② 文化芸術団体の活動拠点が東京をはじめとする大都市圏に集中しており、地方において多彩な文化芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している。

- ③ 文化芸術団体との連携等が必ずしも十分ではない。
- ④ 観客数の減少、観客の高齢化、固定化の進行から、潜在的観客を開拓し、裾野を広げる必要がある。
- ⑤ 専門性を有した人材を配置している劇場、音楽堂が少ない。また、職員の主たる業務が、公演に係る業務ではなく、施設管理に係る業務になっている場合もある。
- ⑥ 指定管理者制度の導入により、経済性や効率性を重視するあまり、事業内容の充実や専門的人材の養成及び配置、事業の継続性などが必ずしも重視されない運用がなされ、施設運営が困難になっている状況も見受けられる。

以上のような課題に対し、上記検討会では、文化芸術の役割として、「人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、人々がともに生きる絆を形成するもの」等とし、また、劇場、音楽堂の機能として、「年齢や性別、障害の有無、個人が置かれている状況等にかかわらず、心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築する機関である」等とし、文化芸術と劇場、音楽堂が、ひとつくりや絆の形成など、積極的に活力ある社会づくりに寄与する必要があると考え、そして、その実現のために、国や地方公共団体の責務を明確にし、劇場、音楽堂を活用する意識を高め、より良い運営に向けた指針の作成等、総合的に取り組む必要があり、それに資する法的基盤等を検討することが重要である、としています。

(2) 兵庫県の状況(動向)

兵庫県は、平成16年5月に芸術文化振興ビジョン(想定年次 2010~2015年ごろ)を策定し、阪神・淡路大震災の経験の中で、芸術文化が県民の暮らしに欠かすことのできない基本的な公共財^(※)であることが明確となったことを教訓とし、芸術文化の意義を、次のように示しています。

○ 人間にとての意義

- ・ 人々を癒し明日への希望や勇気をもたらす
- ・ 人間一人ひとりが自らの人生を生きていくための基礎的な能力を育てる
(「創造力」「感情移入の能力」「表現力」)

○ 社会にとての意義

- ・ 地域コミュニティの一体感や連帯感を醸成
- ・ 異質なものに対する寛容の心の醸成、ひいては、世界平和に貢献
- ・ 21世紀の成熟社会にふさわしい新しい産業の振興や、既存産業の付加価値化を促進

更に、「基本目標」として、「21世紀の芸術文化の重要性を深く自覚しながら、芸術文化の振興を通じて「美しい兵庫」の実現を目指す「芸術文化立県“ひょうご”」を目標に、芸術文化が県民の暮らしに息づき、芸術文化で人や地域を元気にする社会の実現に向けて、県民・団体などの自主性・創造性を尊重しつつ、その参画と協働をもとに、さらに積極的な芸術文化振興策を展開していく」ことを掲げています。

そして、その基本目標を実現するために、4つの基本方向に沿って、芸術文化施策を展開することとしています。

① 文化芸術を創造・発信する

兵庫の芸術文化の頂点をさらに高め、全国的・国際的に評価される芸術文化の創造・発信拠点としての兵庫を確立（芸術文化を担う人材の育成、芸術文化の拠点機能の強化）

② 芸術文化の“場”を育て広げる

より多くの県民が芸術文化を享受できる“場”を育て広げ、兵庫の芸術文化のすそ野をさらに拡大（あらゆる場所の芸術文化活動への活用、青少年が芸術文化に親しむ機会や場の充実、芸術文化の場の核である芸術文化施設の充実）

③ 文化力を高め、地域づくりに活かす

県民や地域が持つ文化力を高めるとともに、21世紀社会にふさわしいまちづくりや産業振興に活かし、地域を新たに飛躍・発展（生活の中での文化的向上や、地域の持つ文化資源を活用した文化力の向上、芸術文化を活かしたまちづくりや産業づくりの推進）

④ みんなで支え、総合的に取り組む

芸術文化振興の総合的な取り組みの推進（芸術家や芸術振興団体・県民・団体・企業・市町など幅広い主体の参画と協働、国や市町・県内部での効果的な連携体制の整備）

【施策・事業】

○芸術文化を担う人材の育成

- ・ひょうごアーティストサロン

○芸術・文化活動への支援(国関係)

- ・文化庁優秀映画鑑賞推進事業
- ・近畿地区著作権セミナー
- ・新進芸術家海外研修制度

○芸術文化の鑑賞・参加機会の提供

- ・議場コンサート・県民芸術劇場・親子で楽しむ兵庫寄席・伝統文化体験フェア
- ・兵庫県公館伝統文化発信事業の開催・のじぎくサロンコンサート・一ふれあいの祭典—県民文化普及事業

※ 公共財

公園や消防、警察のように、その便益が多くの人々に同時に享受され、しかもその対価の負担を特定の人だけに求められないサービスのこと。

芸術文化の場合は、公園や展覧会では料金を徴収することが可能ですが、その対価ですべてをまかなうことができない場合も多く、また、ひとつくりや産業づくり、まちづくりなどの面への芸術文化の貢献については、特定の人から対価を求めることができないことから、一定の公的な支援が必要と考えられます。（兵庫県：芸術文化振興ビジョンより引用）

(3) 近隣市町の状況

ア 近隣市町のホール

近隣市町（赤穂市、たつの市、太子町）の公共ホールは次のとおりです。

会館(ホール)名	客席数	開館時期
赤穂市文化会館（ハーモニーホール）	大 1,168/小 384	平成 4年度
たつの市総合文化会館	(赤とんぼ文化ホール)	大 1,100/中 342
	(アクアホール)	500
太子町立文化会館（あすかホール）	800	平成 14 年度
相生市民会館（大ホール）	505	昭和 46 年度

イ 設置管理条例（抜粋）

いずれのホールも、文化の振興や向上に寄与することを目的として設置され、その目的実現のための業務として、施設提供(貸館)とともに、自主事業を実施しています。

	目的	業務（事業）
赤穂市	第 1 条 本市における文化の振興と交流の場を市民に提供し、市民の自主的な文化活動の展開によって市民文化の向上を図る…（省略）	第3条 文化会館は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1)芸術・文化の鑑賞及び創造のための事業に対し、その建物及び設備を利用する。 (2)その他第 1 条の目的を達成するために必要な事業を実施し、及び施設を利用させること。
たつの市	第 1 条 市民文化の向上と住民福祉の増進を図り…（省略）	第3条 文化会館は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1)文化会館の施設を一般の使用に供すること。 (2)文化的事業を開催すること。 (3)水防活動に供し、河川に関する資料等の展示をすること。 (4)前 3 号に掲げるもののほか、目的達成するために必要な業務
太子町	第 1 条 この条例は、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、太子町立文化会館の設置及び管理に関し必要な事項を定め、『豊かな歴史と美しい自然の中で生活文化を創造するまち・太子』の拠点とし、人々のふれあいと交流から生まれる新しい文化の創造を図り、太子町の文化振興、文化の向上に寄与する…（省略）	第3条 会館は、その目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。 (1)音楽、演劇、講演会等の文化的行事業進を図る。 (2)芸術、文化活動、文化情報の提供を行う。 (3)音楽、演劇、講演会等の活動のために施設を提供し、太子町の文化振興の普及及び啓発、創作、調査、研究を行う。 (4)貸館業務、展示業務等の推進を図るとともに、人々のふれあいと交流を図り、施設の提供を行う。 (5)その他目的を達成するために必要な業務
相生市	第 1 条 相生市民の文化教養の向上を図り、もって市民福祉の増進に寄与する…（省略）	規定なし

ウ 実施事業

近隣市町のいずれのホールも、月1、2回の自主事業を行い、幅広い年齢層を対象に、クラシック、ジャズ、邦楽、ポピュラーのコンサートから、歌舞伎、演劇、人形劇、寄席等、幅広い文化芸術・芸能等の鑑賞機会を提供しています。

○近隣市町のホールにおける自主事業実施状況（平成22年度）

	実施事業数 (件)	演 目	事業費	入場料収入	入場者
			(千円)	(千円)	(延人数)
A	27	コンサート	20	111,933	28,085
		演劇	1		
		寄席	3		
		詩作発表会	1		
		映画鑑賞会	1		
		こどもバラエティー	1		
B	11	コンサート	7	21,751	4,419
		寄席	1		
		演芸	1		
		能	1		
		映画鑑賞会	1		
C	22	コンサート	18	38,709	9,756
		歌舞伎	1		
		人形劇	1		
		映画鑑賞会	1		
		演芸	1		
D	13	コンサート	7	30,449	7,775
		ミュージカル	1		
		バレエ	1		
		演劇	1		
		児童鑑賞会	2		
		演芸	1		

※ 同一事業で複数回実施しているものは1事業とする。

(4) 劇場、音楽堂等（ホール）の現状(傾向)

○文化会館数の推移（全国）

平成8年度	平成11年度	平成14年度	平成17年度	平成20年度
1,549	1,751 (113.0%)	1,832 (104.6%)	1,885 (102.9%)	1,893 (100.4%)

() 内は、対3年前比

出典：文部科学省「社会教育調査」

○設置者別文化会館数

	独立行政法人	都道府県	市(区)	町	村	組合	私立	合計
全国	10	105	1,312	297	23	4	142	1,893
		< 公立 : 1,741 施設 (92%) >						
兵庫県	—	5	55	6	—	—	8	74

出典：文部科学省「社会教育調査」(平成20年度)

○文化会館の固定席数別ホール数

区分	ホール数	独立行政法人	公立						私立
			都道府県	市(区)	町	村	組合	計	
計	2,157 (100.0%)	14	155	1,508	302	23	4	1,992	151
300 席以上 500 席未満	672 (31.2%)	2	30	473	107	15	1	626	44
500 席以上 750 席未満	575 (26.7%)	3	35	371	119	5	—	530	42
750 席以上 1,000 席未満	287 (13.3%)	1	23	187	52	2	2	266	20
1,000 席以上 2,000 席未満	559 (25.9%)	4	49	452	23	1	1	526	29
2,000 席以上	64 (3.0%)	4	18	25	1	—	—	44	16

出典：文部科学省「社会教育調査」(平成20年度)

※ 本資料の「文化会館」は、社会教育調査において、地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する文化会館で、音楽、演劇、舞踊等の主として舞台芸術のための固定席数300席以上のホールを有するものです。

3 基本理念

相(ともに)生きる市民が集い 文化と絆を築くまちづくりのステージ

新ホールは、市民を中心に繰り広げられるさまざまな自己表現や優れた文化芸術の公演とその鑑賞、そして講演・講座とその聴講の機会の提供などの諸活動による、世代を超えた感動・喜び・共感・生きがい発見の場

⇒ 市民の文化芸術や趣味教養に対するさまざまな欲求を、ともに支え合い、ともに生きるための人づくりと、市民の絆によるまちづくりにつなげていく、「市民の市民による市民のためのまちづくり」のステージ^{*}となるもの。

※ステージ…ホールの舞台、まちづくり展開の舞台、まちづくりの一段階と、三つの意味を込めます。

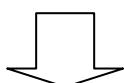
【劇場・音楽堂等の制度的な在り方に関する検討会】

劇場、音楽堂は、「年齢や性別、障害の有無、個人が置かれている状況等にかかわらず、心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築する機関である。」

地域社会のあり方に関わる大きな時代の転換期にある現在、地域社会自体が、新しい枠組みと価値観に基づいて再構築される必要があります。

新たな魅力ある個性豊かな地域社会をつくるため、市民の多様な文化芸術や趣味教養に対する欲求に応え、地域の潜在力を引き出すことが不可欠であり、新たなホールは、さまざまな実践や試みの受け皿となるものであるべきです。

そこでは、市民が日常生活の中で身近なものとして文化芸術や趣味教養の世界に触れ、そこで生まれる新たな自己発見や出会い。そこから、市民一人一人が豊かな地域社会づくりの一員としての自覚のもとに地域の絆づくりにつながっていくことが望まれます。



★ 基本理念実現のためのキーワード ★

- | | |
|--------|------------------------------|
| ○みる・きく | 文化芸術の鑑賞、趣味・教養の講演・講座の受講 |
| ○つくる | 地域の文化芸術を創造、発信 |
| ○そだてる | 市民の文化活動の支援、子どもの創造性や豊かな感性の醸成 |
| ○あつまる | 市民が気軽に立ち寄り、交流し賑わう空間の創出 |
| ○つなぐ | 文化芸術を媒介とした新たなひとのつながりと地域社会づくり |

4 事業計画（ホール機能）

新ホールは、基本理念を実現するためのキーワードに基づき企画・実施される各種事業の実施主体として、また受け皿として、市民による市民のための文化芸術の振興の拠点とします。

【実施事業】

- ・ 鑑賞促進事業
- ・ 創造発信事業
- ・ 自主活動支援事業
- ・ 育成・交流支援事業
- ・ 連携支援事業
- ・ 情報提供事業
- ・ 貸館事業

(1) 鑑賞促進事業

ホールの管理運営組織が自ら企画・立案して、あるいは外部の団体との共同による、多様な文化芸術や教養にかかる自主事業を実施し、市民に優れた舞台芸術の鑑賞や、趣味と生活に密着したテーマの講演・講座を聞く機会を提供します。

【検討事業例】

- ・ 自主事業として、クラシックやジャズ、ポピュラー、邦楽など、多彩な音楽や、演劇、舞踊などの舞台パフォーマンスの鑑賞機会の提供
- ・ 文化芸術や社会生活上の教養にかかる講演、講座等の聴講・受講機会の提供

(2) 創造発信事業

これまで、市民会館大ホールを舞台として、市内の多様な団体、グループによる文化芸術活動が展開され、市民生活に活気や潤いをもたらしてきましたが、その培われてきた地域資源を、市民に親しまれ、誇りとなる独自の地域文化として更に拡大発展させ、地域を越えて発信することも視野に入れた取り組みを行います。

【検討事業例】

- ・ 音楽、演劇、舞踊など、幅広いパフォーマンスで、相生市の歴史や文化を発掘し伝承する取り組み
- ・ 独創的なパフォーマンスの創造と市内外に発信する取り組み

(3) 自主活動支援事業

市民の自主的な文化芸術活動を通じた人づくりとまちづくりの促進を支援します。また、市民自らが市の文化芸術の振興を支えるためのスタッフとして、事業の企画・運営にさまざまな形で関わる仕組みをつくります。

【検討事業例】

- ・ 音楽ワークショップや演劇ワークショップなど、参加者の体験と学びを通じて、地域における文化芸術のすそ野の拡大を図る取り組み
- ・ 実施事業全般にかかる企画・運営や舞台現場の技術支援などに関わる組織、ボランティアの設置育成や活動支援の取り組み

(4) 育成・交流支援事業

郷土への愛着心やお互いに思いやる気持ちなど心豊かな人づくりのために、市の将来を担う子どもたちが文化芸術に親しむための事業に取り組みます。

【検討事業例】

- ・ 鑑賞だけでなく、自ら実践、参加できる音楽、演劇、舞踊など、市民主体の幅広いパフォーマンスで、子ども同士、又世代を超えた市民交流の場づくりを支援

(5) 連携支援事業

市立公民館、学校等で実践されている各地域の文化芸術活動との連携と地域相互間の交流促進による、市民文化の興隆を図ります。

【検討事業例】

- ・ 各地区単独の公民館まつりを、市民の文化まつりとして拡大実施
- ・ 小・中・高等学校の連携による、子ども、学生の文化まつりの実施
- ・ 市内民間事業者、個人による文化芸術サポートの仕組みの構築

(6) 情報提供事業

市内外の文化芸術情報の集積拠点として、各地の公演、イベントなどの情報をはじめ、文化芸術にかかる様々な情報の収集と提供を行います。

【検討事業例】

- ・ 市内外のホール等の文化芸術公演、イベント情報の収集と提供
- ・ 市内外の文化芸術活動の実践者や実践団体に関する情報の収集と提供
- ・ 市内外の地域ミニコミ紙など地域メディアとの連携による広域の情報提供

(7) 貸館事業

市民の自主的な文化芸術活動や、趣味や教養にかかる講演、交流集会活動の場として活用してもらうため、ホール施設の貸出しをします。

【検討事業例】

- ・ 市民自身の自主的文化芸術活動の場として、練習、公演のための貸出
- ・ 市民への鑑賞機会の提供となる公演等のための貸出
- ・ 趣味や日常生活に関わるさまざまな教養などに関する講演のための貸出
- ・ その他、各種団体の集会等、ホール運営の支障とならない範囲での貸出

5 建設用地

(1) 用地の選定

ホールの建設場所については、既存の市有地、もしくは土地開発公社の先行取得用地など市有地に準じる土地を候補対象地として各対象地の特性を比較検討した結果、相生港埋立地を建設場所とします。

【検討候補地】

- ・市役所敷地内（現在地含む）
- ・相生港埋立地
- ・駅前地区Aブロック
- ・中央公園敷地内
- ・スポーツセンター周辺

(2) 選定理由

選定理由は次のとおりです。

建設場所	相生港埋立地
選定理由 (土地の特性)	<p>1 他の候補地に比べ、確保できる敷地面積の広さから、ホール、一体整備施設、また駐車場の確保等、設計の自由度が高い。</p> <p>2 優れた親水区域であり、市民の憩いの場として、立ち寄り性が期待できる。</p> <p>3 新たな水辺環境を創出でき、港風景との融合性も高く、ランドマークとしての存在感が最も期待できる。</p> <p>4 国道ロードサイド型であり、水産物市場、ペーロン艇庫(建設予定)との連続性による生活文化圏形成につながる。</p> <p>5 市役所からの距離もあまりなく、市役所業務との連携確保も比較的に容易である。</p> <p>6 地震、津波、高潮などの災害リスクについては、市役所敷地内とほとんど変わることろはない想定され、また、建物構造の対応によりリスク回避を図ることは可能と考えられる。</p> <p>7 公有水面埋立法に基づく土地利用目的の変更につき手続を伴うが、建設計画への過大な影響はない。</p>

検討資料：別紙

6 一体的整備

新ホール建設に際し、今後の行政運営を考える上で整備が必要となる施設・設備についても、事業費、整備時期、また建設場所との整合性等も踏まえた合理的な判断のもとで、一体的整備を行います。

対象施設	市民会館本館(機能)
理 由	<p>1 市民会館本館は、耐震診断により「耐震補強等の対策が必要である」と判定され、耐震化工事による対応も検討されていました。しかし、昭和45年の建設から40年以上が経過し、老朽化も進行しており、多額な経費を伴う耐震補強工事によっても延命効果は望めず、費用対効果の確保からも、ホールと当該本館機能を一体で整備することが合理的と考えられます。また、耐震化工事においても現在地での建て替えにおいても、使用停止期間が発生することになりますが、ホールの建設予定地(相生港埋立地)で整備することで、そのリスクを回避することができます。</p> <p>2 基本理念である、市民によるまちづくりの場として、ホール機能と相互に連動して、市民参画によるまちづくりに関わる事業展開のための一層の機能発揮が可能となります。</p>

○建設場所の適否について

現在地	建設期間中は市民会館本館機能も失われることとなり、大ホールの代替施設としての中ホールが使用できなくなることの影響は大きく、又、会議室がなくなることによる支障も予想されます。
市役所敷地内	市民会館本館は新ホール開館まで継続して使用できるので、機能喪失のリスクを回避することができます。
埋立地	上記の市役所敷地内と同様のリスク回避ができるとともに、本館機能を付加することにより必要となる面積確保についても、市役所敷地内に比べ広い用地確保により設計の自由度は高い。

7 施設計画

(1) ホールの配置

ホールの配置につき、立地の特性に着目し、周辺環境に配慮しながら、機能発揮に適した配置とします。

ア 景観

周辺景観との一体性に配慮しながら、併せて近隣環境との整合性にも配慮し、ランドマークとして優れた景観形成の役割が果たせる配置とします。

イ 近隣環境

集客力の高い大規模の建築物が、騒音・日照・交通渋滞・迷惑駐車等、近隣の住環境等に与える影響は過大なものとなります。地域環境に配慮した配置とします。

ウ アクセス機能

市民の市域内の移動も自家用車の利用が中心である現状のもとで、駐車場の十分な収容能力を確保するとともに、公共交通機関、特に路線バス利用者のホールへのアクセス動線を確保する配置とします。

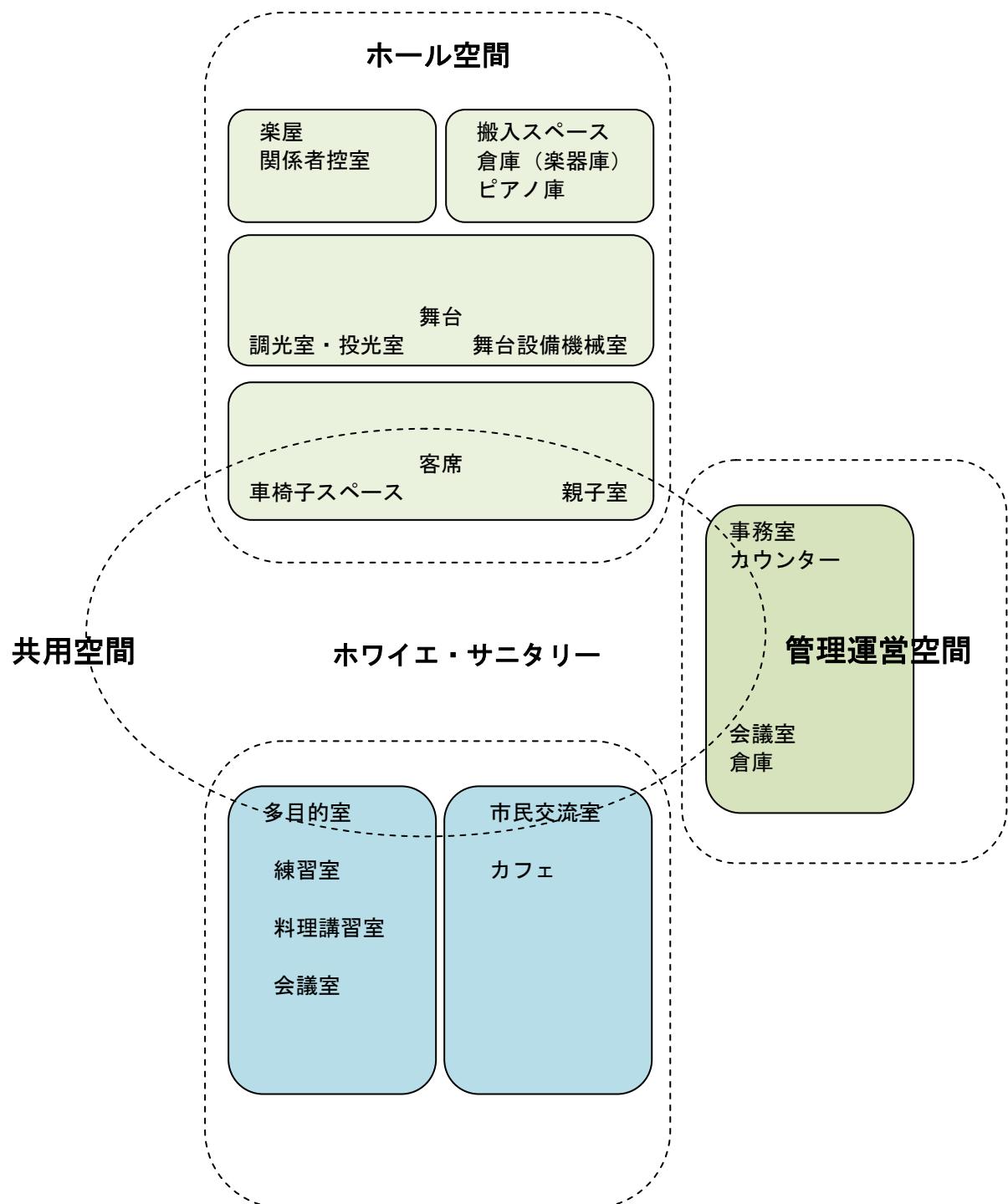
(2) 施設の構成

建設の目的、基本理念、事業計画との整合性、また市民会館大ホール及び市民会館本館の利用実績も踏まえ、施設の内容を決定します。

(※) 市民会館本館機能を含む

ホール空間	創造・交流空間	管理運営空間
舞台 客席 調整室 投光室 楽屋 搬入スペース 倉庫（楽器庫） ピアノ庫 舞台設備機械室 等	多目的室（リハーサル等） 練習室（スタジオ） 会議室（※） 料理講習室（※） 市民交流室（※） カフェ（※） 等	事務室（※） カウンター（※） 会議室（※） 倉庫（※） 等
共通設備（※）		
ロビー（ホワイエ）・給湯室・トイレ・シャワー・機械室 等		

機能構成図



○ホール施設の機能

【ホール空間】

室名等	概 要	備 考
舞台	「ホールの特性」(P18) のとおり	
客席	「ホールの特性」(P18) のとおり	
調整室	音響調整室、調光操作室、投影室等	要空調設備
投光室(スポットライト)	舞台上の各種ライト投光操作	要空調設備
樂屋	収容人数に応じた間仕切り調整により3室程度を確保	40m ² 、20m ² 程度 トイレ・シャワー設置
搬入スペース (荷解場)	舞台機材や大道具など、ホールで使用する大きな物品の搬入出口であり、大道具の組み立て解体等のスペース	搬送用の大型車両の荷降ろしに対応できる程度のもの
倉庫	舞台等で使用する備品類を格納	
ピアノ庫	ピアノ、及び搬送困難な大きな楽器(定例使用ケース)を格納	要空調設備(常時)
舞台設備機械室	舞台制御等にかかる機械設備類のためのスペース	

【創造・交流空間】

室名等	概 要	備 考
多目的室 (リハーサル等)	音楽、演劇等の練習や100人程度の集会	舞台に相当するスペースを確保
練習室 (スタジオ)	リハーサル室より小規模な、音楽、演劇などの練習室として、創作活動を通じた気軽な交流の場	40m ² 程度 ミキサー室
会議室	市民の創作、交流の場、また各種会議の場。多目的な和室の配置も検討	200m ² 程度、可変機能による複数配置
料理講習室	市民会館本館機能の移設	
市民交流室	同上	
カフェ	施設利用者だけでなく、誰もが気軽に立ち寄れる、飲食と交流の場	オープンスペース

【管理運営空間】

室名等	概 要	備 考
事務室	ホールの管理運営にかかる職員の執務用の部屋であり、受付窓口を設置	来館者の動線に配慮した位置に配置
会議室	職員、スタッフ、住民組織等の業務上の会議用	10名程度想定
倉庫	管理用備品等の収納	
控室	清掃、警備等要員用	

【共用空間】

室名等	概 要	備 考
ロビー (ホワイエ)	ミニコンサート、情報提供機能、展示機能としての活用を前提とし、常時市民が気軽に立ち寄り、憩える場	
給湯室	流し台、湯沸かし器など、利用者と職員が共用	
トイレ	来客、職員共用	
機械室	電気・空調等、機械設備	

(3) ホールの特性

建設の目的、基本理念、事業計画などに基づき、ホールの特性を決定します。

ア ホールの用途

市民会館大ホールは、音楽、舞踊、演劇から集会、講演など、種々の用途に利用されてきましたが、新たなホールの用途については、多目的であることを前提に、主たる演目を絞り込みます。

音楽専用ホール、オペラ劇場、演劇・舞踊専用ホール等、専用ホールとしての基本特性は、多様に求めることができます。しかし、新たなホールが市内で唯一の本格的ホールとして成立するためには、多目的であることが必須であると同時に、主たる演目を絞り込むことで、今後の地域の文化芸術活動の展開に沿った、将来にわたる有効活用を見据えたホールとすることが可能になると思われます。また、そのために、主たる演目を中心とした多目的なホールとして機能するためのいくつかの特性を決定する必要があります。

○利用実績（平成22年度）

演目	利用団体等（回数）
音楽	企画財政課(2 コンサート) 教育委員会(11 邦楽発表会・中学校吹奏楽等) 相生市音楽協会(13) 相生市合唱連盟(1) 相生市民合唱団(1) 相生高校吹奏楽部(1) 上郡高校(1) 邦楽連盟(2) 西播磨愛唱会(2) 相生ライカズクラブ(1) エターナル(1) ミセス Y(2) 喜楽会(2) 個人(3 ピアノ発表会等)
演劇	教育委員会(1 県民芸術劇場鑑賞会) 相生・伝統文化を発信する会(4) すみれ合唱団(1)
舞踊	教育委員会(6 舞踊・吟剣発表会等) 相生新舞踊協会(2) 相生舞踊連盟(2) 相生詩吟舞道連盟(4) 相生市民謡民舞連合会(2) コープカルチャー相生(6) ジャザサイズ(1) 美加茂会(1)
演芸	産業振興課(6 ^-ロン祭和太鼓) 生涯学習課(7 金ヶ崎学園) 相生産業高校被服科(2)
講演	健康介護課(2 健康フォーラム) 生涯学習課(13 金ヶ崎学園) 相生ロ-リーグラブ(1)
集会等	総務課(4 人権の集い等) まちづくり推進室(5 安全・安心のまち住民大会) 社会福祉課(2 ^-ロン祭協賛展) 健康介護課(2 世代交流福祉大会) 生涯学習課(9 成人式等) ゲ-トボ'ル協会(1) 相生労働基準監督署(1) 兵庫県教職員組合赤相生支部(3) 相生学院高校(1) 政党(1)

中でも、特に「音楽」での利用が頻度としては最も多く、また、音楽とホール、それぞれの本来の特性としても、両者は切り離せない関係にあると思われます。

また、コンサート等にきちんと対応する性能を備えたホールは、舞台設備を中心とする、蓄積されてきた技術を活用することで、可変性の高い、他の演目にも対応するホールとして成立しており、近隣の4つのホールも、音響効果等、音楽に対する機能にしっかりと対応しながら、音楽以外の音響特性が必要となる演劇、講演などにも対応する多目的ホールとしての機能を果たしています。

イ 舞台の形式

ホールは、舞台と客席の密接な関係による一体的な構造となります。

舞台の形式は、プロセニアム形式とオープン形式が一般的ですが、音楽専用ホールで多く採用されるオープン形式に対し、多目的ホールでは、舞台と客席が額縁状の構造物によって区切られ、演目により可変性のあるプロセニアム形式が、利便性があり、それぞれの演目にふさわしい舞台空間を作ることができるものとなります。新たなホールもプロセニアム形式がふさわしいものと思われます。

プロセニアムの開口幅と高さについては、客席規模に応じた、多目的ホールにおける使いやすいものとします。

ウ 舞台の規模

舞台の規模は、間口、奥行き、及び高さにより規定されるものであり、市民会館大ホールの規模では、利用できる演目の内容が限定され、また利用においても、目的を十分に果たせないこともあります。

今後の事業展開を見据え、必要となる規模の目安の最大値としては、中規模のオーケストラの演奏が可能となる程度のものであると考えます。

(単位：m)

ホール名		間口	奥行	高さ
ハーモニーホール	大ホール	16	19	10
	小ホール	8	8.4	10
赤とんぼ文化ホール	大ホール	16.6	15.0	7.8~10.2
	中ホール	10.9	7.0	7.0
アクアホール		13.8	10.8	8.0
あすかホール		16.9/22.2	12.0/12.0	7.0/8.0~12.0
市民会館大ホール		12.0	7.8	5.5

※ 形式は、全てプロセニアムであるが、演目に応じた可変式が中心となっている。

※ あすかホール：プロセニアム/シーボックスの変換による。

○想定規模

(単位：m)

新ホール	間口	奥行	高さ
仮称・市民文化ホール	概ね14以上	概ね13以上	概ね8以上

エ 舞台の主な設備

多目的ホールとして各演目に対応できる舞台設備とします。

舞台機構	吊物設備、可動式音響反射板など
舞台照明	舞台演出用のスポットライト類、調光装置
電気音響	デジタル化対応設備、舞台監視設備など

オ 客席の規模

市民会館大ホールの客席数は、固定席505席、車いす席4席となっていました。

座席数は、事業内容、採算性など、ホール運営と密接に関連するものであ

り、事業や利用目的にかかる観客動員数を想定しながら、過剰な規模により、無駄な建設費や維持管理費を生じることがないよう、また、近隣のホールとの「すみ分け」も考慮しながら、極力、過不足のない適正な規模とする必要があります。

また、近隣のホールにおいても自主事業としてプロを中心とした多彩な演目が展開され、本市市民にも鑑賞機会が提供されています。

以上のことから、新たなホールは、市民自らが文化芸術の表現行為の主体となり、その鑑賞者となる舞台として機能することを主眼におき、市民の利用を中心に据えた事業を展開する、身の丈に合った規模のホールとすることを前提とし、市民会館大ホールと同様、500席程度が適当と考えます。

○着目点

- ・市民会館大ホールの観客数実績
- ・実施事業による観客動員数の想定
- ・近隣ホールとのすみ分け（実施事業、座席数）
- ・演技者の表情が分かり、演奏の弱音が聴き取れるような、舞台と客席の一体感が得られる空間となる規模（客席全てがS席）

(4) その他の機能

ア 設備機能

ホールは、市民を中心とした文化芸術のパフォーマンスや講演など、多様な用途に利用されるものですが、それぞれの用途により求められるホール環境や機能が異なります。それら機能を集約した多目的ホールとするため、必要な施設の設備機能を確保します。

機能	内容
音響性能	適度な響きにより音楽を心地よく聞くための残響音も、講演などで話を聞く場合は、言葉を明瞭に聴き取る妨げとなります。 多様なジャンルの音楽から演劇、講演など各演目に応じた音響効果を得るために音響反射板の設置等による対応を行います。
舞台周辺	1 舞台両袖に花道を設けます。 演劇での利用のほか、コンサートでの活用、司会者の立ちスペースなどの有用性があります。 2 舞台裏、楽屋周り、機材等の搬出入等の動線の確保及びバックヤードの確保により、利用者の利便性に配慮します。
ロビー (ホワイエ)	ロビー周りは、展示機能を発揮するのに必要な空間の確保と照明等の設備を配置し、ホール上演時以外でも有効に活用します。
客席	1 客席から舞台が見やすい工夫として、千鳥配置とします。 2 足元の空間を十分に確保し、寛げる、また、客席間の移動を容易とするような客席のサイズ、配置に配慮します。

イ バリアフリー・ユニバーサルデザイン

バリアフリーとユニバーサルデザインの視点から、誰もが安心して快適に利用できる施設とします。

ホール	<ul style="list-style-type: none">・車いす席の設置・舞台昇降時に対応できる設備・親子室の設置・聴覚障害者への対応（電磁ループ等） 等
ホールまわり (玄関・ロビー等)	<ul style="list-style-type: none">・点字誘導ブロック等、点字案内板、点字案内パンフレット等、点字対応整備・車いす用トイレ（内部：オストメイト設備、ベビーベッド・チェア）、車いす用カウンター等 車いす対応整備・スロープ、手すり整備 等

ウ エコの視点

施設管理上の省エネルギー化につき、施設・設備の更新時期を想定した上で、初期投資とランニングコストのバランスを考慮し、総合的なコスト低減につながるよう、初期段階で計画的な取り組みを行います。

また、環境負荷低減対策のための取り組みとして、二酸化炭素排出量低減を図れる設備機器等の導入を図ります。

エ 駐車場等

業務用と施設利用者用として必要な駐車区画を、極力過不足なく確保します。また、車いす利用者や高齢者等の利用や送迎を想定した区画や動線に配慮したものとします。

駐輪場についても、利用予想に基づき適宜設置します。

オ 災害対応機能

地震や台風などによる大規模な災害が発生し、周辺地域の自宅生活が困難となった市民を一時的に収容することを想定するなど、災害対応機能も備えます。

8 建築条件

(1) 建設予定地

- ・地番 相生市相生六丁目1番
- ・面積 12,375.18m²
 - ただし、埋立地の利用計画により、敷地面積として利用可能となる面積は概ね50%となる。

(2) 地域地区

- ・市街化調整区域
- ・公有水面埋立法による利用目的の変更許可が必要

(3) 建築デザイン

- ・周辺景観（まち、自然、施設）と調和しながら、シンプルで、市民が親しみとともに、まちの誇りと感じができるものとする。

(4) 周辺道路

- ・西側 国道250号
 - 平成24年度整備（現道付け替え）、計画幅員 11.5m
- ・その他 国道250号
 - 今後、現道付け替えにより市道に変更
 - 北側 都市計画決定幅員 18m

9 管理運営

(1) 管理運営方式

ア 管理運営母体

「公の施設」としてのホールの管理運営方式には、

- ①市の直営
- ②指定管理者による管理運営

の二つの手法があります。

施設管理と基本理念を実現するために、事業計画を的確で効率的に実施するのに適した管理運営方式を採用することが必要です。

一般的な特性等	
直営	<p>所管部署：文化芸術、まちづくりなどを所管する既存の部署、もしくは新たな切り口による所管部署を検討</p> <p>《メリット》 市のまちづくりを見据えた文化芸術の振興の拠点となる施設として、基本方針を的確に反映した管理運営や事業展開を図りやすい。</p> <p>《課題》<ul style="list-style-type: none">・事業運営の柔軟性確保・予算執行の柔軟性確保・専門人材(職員)の位置づけ</p>
指定管理者	<p>母体組織：財団法人、NPO法人、その他民間法人事業者</p> <p>《メリット》 民間事業者の経営ノウハウの活用による、市民ニーズに対応した柔軟な運営や経費節減が期待できる。</p> <p>《課題》<ul style="list-style-type: none">・経費節減とサービスレベル維持の両立・経費節減と施設の安全性確保の両立</p>

○ 近隣ホールの運営管理組織（平成23年度）

会館(ホール)名	管理運営組織	職員数 (人)
赤穂市文化会館（ハーモニーホール）	指定管理者 公益財団法人 赤穂市文化とみどり財団	正職1 嘱託3 臨職2
たつの市総合文化会館	(赤とんぼ文化ホール)	指定管理者 財団法人 童謡の里龍野文化振興財団
	(アクアホール)	正職2 臨職2
太子町立文化会館（あすかホール）	直営 教育委員会（社会教育課）	正職4 臨職2
相生市民会館（大ホール）	直営 まちづくり推進室	正職4* 臨時3*

※ 相生市民会館の職員数は兼務

イ 基本的な考え方

新ホールは、舞台設備などの機能を含むホールの施設としての特殊性からも、安全性確保からも、その管理運営には文化芸術や設備管理等にかかる豊富な知識や経験と技術力が不可欠となります。

市のまちづくりを見据えた文化芸術振興のための拠点施設として、新ホールでは基本理念や事業計画に基づく諸事業を展開しますが、そのための必要な人材と技術力を確保し、効果的、効率的で、安全性の確保も見据えた適切な管理運営の手法を確保します。そのためには、中長期的な観点からの検討が必要と思われます。

開館当初から、ホール運営には上記のとおり専門的な人材の存在が不可欠となるため、まず、そのための対応により、円滑な管理運営ができる体制確保を図る必要があります。

① 直営の場合

研修による人材育成、あるいは専門人材の確保が不可欠であり、また、舞台設備の操作・管理等につき一部委託も必要となります。

② 指定管理者による場合

ホール建設時に新たな財団法人を設立し、委託（指定管理者制度移行後は、その指定）をしているケースが多く、人材の確保においては直営と同様となります。民間の専門事業者を指定管理者として管理運営を任せている例もあります。また、NPO法人の場合は、ホールの管理運営に関する専門的なノウハウがない組織は直営と同様となり、ホール開館前からの人材育成等が課題となります。

管理運営の手法の如何に関わらず、人材育成や専門人材の確保は、開館以前の早い時期に行う必要がありますが、当初は、市のまちづくりを見据えた文化芸術の振興の拠点となる施設として、基本方針を的確に反映した、市民協働の視点からの管理運営と事業展開を図る必要があると思われます。

そのため、基本的な方針としては、当面は直営方式による管理運営としながら、長期的な事業展開や専門人材の確保、NPOや市民ボランティア等との協働関係の構築も見据えた効果的、効率的な管理運営のシステムを構築することができる、指定管理者による管理運営体制の確保を図ることとします。

(2) 運営体制

管理運営方式とともに、その方式の如何にかかわらず、効率的な運営体制を確保するための取組みを行います。

ア スタッフ

ホールの運営組織にとって必要な観点として、文化芸術の振興と市民との協働によるまちづくりの双方が不可欠となります。

それぞれの観点による業務量を踏まえながら効率的な運営を行う上で必要なスタッフ数の確保を図ります。

イ 市民協働の視点

基本理念である、「ともに支え合い、ともに生きるための人づくりと、市民の絆によるまちづくりにつなげていく」ことを見据えながら、地域の文化活動団体、まちづくりの実践活動を展開するNPO、企業などとの連携による文化芸術の振興を図ります。

市民が、自主的、主体的にホールの事業運営や施設運営に参加することで、市民の視野に立った、市民によるまちづくりにつながる、期待すべきホールの機能を発揮することが可能になると考えます。

【検討事項】

- ・ 市民を中心とした合議体による事業企画の提案など、ホール運営機能を担うボランティアサポーターの組織化を図ります。
- ・ 地域企業の社会貢献活動の一環として、施設運営への支援の働きかけの取り組みなどを行います。

(3) 運営経費の考え方

事業運営に際しては、助成金、補助金、協賛金、またネーミングライツの実施など、外部資金の積極的な活用による財源確保を図ります。また、ホール規模に見合った積極的な公演等のマーケティングの取り組みにより、収益確保の可能性も探ります。

施設の維持管理については、効率的で効果的な設備の管理運営の手法を見極めながら、経費の節減を図ります。

(4) 評価の視点

施設運営に関する評価については、運営主体みずからの評価とともに、外部による第三者評価が必要であり、特に利用者である利用者からの評価は施設の価値を高めるうえで不可欠なものとなります。第三者評価組織の位置づけとともに、利用者を含む市民の意見を反映できる評価システムの構築を図ります。

○評価事項例

- ・ 設置目的の達成状況
- ・ 利用者、観客へのサービス水準
- ・ 施設の維持管理
- ・ 財政状況、マーケティング等マネジメント

10 経費試算

(1) 建設経費

一般的なホールの建設費として、これまで建設されてきた公共ホールの事例では、1m²あたり50万円から60万円程度となっています。

仮称・市民文化ホールは2,700m²程度を想定しており、約16億2千万円の建設経費が見込まれます。

また、併せて整備する市民会館本館機能にかかる建設経費は、1m²あたり30万円程度が見込まれ、ホールとの一体的整備と稼働実績による部屋数の調整により約1,000m²を想定すると、約3億円が見込まれます。

なお、地震や津波に対応する設計上の配慮により、増額も想定されますが、利用者の視点による使いやすい、極力簡素化した構造を考慮し、経費の抑制を図ります。

	想定規模	単価	建設費想定額
ホール	2,700m ²	約60万円	約16.2億円
市民会館本館機能	1,000m ²	約30万円	約3億円

※ 現行 大ホール：1,142m²、市民会館本館：2,979m²

※ 建設費に含まれるもの

建築費、各種設備費（電気、空調、給排水衛生、舞台機構、舞台照明、舞台音響 等）

※ 建設費に含まれないもの

各種備品費（家具・什器、舞台備品、楽器 等）

(2) その他の経費

施設の建設費にかかる経費に加え、地盤整備、周辺環境整備、駐車場整備、備品購入、舞台設計、音響設計、施工監理等にかかる経費が必要となります。